

統一受診券方式による子宮頸がん検診における

重複子宮の取扱いについて

1 統一受診券制度について

県では、平成27年度から、秋田県産婦人科医会、秋田県総合保健事業団の協力のもと、居住している市町村以外の契約医療機関でも統一の自己負担額で受診できる体制「医療機関一括方式（統一受診券方式）による子宮頸がん検診」を実施している。

（事業概要）

（1）参加市町村（平成30年度）

10市町村（大仙市、北秋田市、仙北市、小坂町、上小阿仁村、井川町、大潟村、美郷町、羽後町、東成瀬村）

（2）協力医療機関

県産婦人科医会（33医療機関）、厚生連（8医療機関）、秋田赤十字病院、地域医療機能推進機構秋田病院、秋田県総合保健事業団

（3）受診対象者

20～40歳の女性（統一受診券持参）

※統一受診券の発行対象年齢は市町村によって異なる。

（4）自己負担額

無料または1,800円に統一

（5）県の役割

○各医療機関に対して、参加意向を確認し、協力医療機関を取りまとめ、市町村、県産婦人科医会、総合保健事業団に提供する。

○条件等に変更すべき点がないか調整した上で、契約書のひな形を作成し、契約者に提供する。

2 経緯

県で取りまとめている現行の契約書には、重複子宮の取扱いが明記されていないため、市町村から問い合わせがあった。

3 重複子宮の取り扱いについて

重複子宮など、1人の受診者に対して2検体の提出が必要な場合の追加料金については市町村が負担することとし、市町村等へは通知で周知する。

子宮頸がん検診及び婦人科超音波検診（医療機関一括方式）業務委託契約書（案）

〇〇〇〇（市、町、村）長 〇〇〇〇（以下「甲」という。）と秋田県産婦人科医会会長 高橋 道（以下「乙」という。）及び公益財団法人秋田県総合保健事業団 理事長 堀井 啓一（以下「丙」という。）は、子宮頸がん検診及び婦人科超音波検診業務（医療機関一括方式）を円滑に実施するため、次により契約を締結する。

なお、乙は、この検診の実施に協力する別紙検診医療機関（以下「検診医療機関」という。）から契約に関する業務の委任を受け、本委託契約を締結するものである。

第1条 甲は、子宮頸がん検診及び婦人科超音波検診（医療機関一括方式）業務の実施について、乙及び丙に委託するものとする。

2 乙、検診医療機関及び丙は、別紙仕様書に基づき前項のがん検診を実施するものとする。

第2条 乙及び丙は、前条により委託された業務を乙と丙が締結している「子宮頸がん検診・子宮体部がん検診及び婦人科超音波検診の医療機関方式に関する覚書」及び乙が定める「子宮頸がん検診・子宮体部がん検診・婦人科超音波検診の医療機関方式実施要領」に準拠して実施するものとする。

2 乙、検診医療機関及び丙は、検診が円滑かつ適正に実施できるよう互いに協力するものとする。

第3条 対象受診者は、甲が発行する子宮頸がん検診及び婦人科超音波検診（医療機関一括方式）にかかる受診券（以下「統一受診券」という。）を持参した受診者に限るものとする。

第4条 乙は、医学的立場をもって丙が実施する次の業務を指導監督するとともに、検診医療機関に検診業務を実施させるものとする。

- ・細胞診に関すること。
- ・統一受診券の回収及び甲への提出に関すること。
- ・検体搬送に関すること。
- ・検診の結果通知に関すること。

第5条 検診医療機関は、受診者から一部負担金1,800円を徴収し、第6条の委託料の一部として収納するものとする。ただし、甲が定める次の受診者については、検診医療機関が証明書類を確認の上、一部負担金を徴収しないものとする。

- ・（各市町村で列挙）

第6条 この契約に基づく検診料金は、1人につき次の料金（税抜）とする。ただし、婦人科超音波検診は、子宮頸がん検診と併せて実施するものとする。

- | | | |
|-----------|--------|--------|
| ・子宮頸がん検診 | 検診医療機関 | 3,168円 |
| | 丙 | 2,592円 |
| ・婦人科超音波検診 | 検診医療機関 | 1,000円 |
| | 丙 | 300円 |

第7条 検診医療機関及び丙が甲に対し請求する委託料は、次のとおりとする。

・検診医療機関

子宮頸がん検診及び婦人科超音波検診

(4,168円×受診人数+消費税等相当額)-(1,800円×一部負担金徴収人数)

子宮頸がん検診のみ

(3,168円×受診人数+消費税等相当額)-(1,800円×一部負担金徴収人数)

・丙

子宮頸がん検診及び婦人科超音波検診

2,892円×受診人数+消費税相当額

子宮頸がん検診のみ

2,592円×受診人数+消費税相当額

2. 検診医療機関は、第1項の委託料を甲に対し検診実施日の翌月10日までに請求するものとする。丙は、第1項の委託料を甲に対し検診実施日の翌月末日までに請求するものとする。甲は、請求書を受けた日の翌月末日までに検診医療機関及び丙に委託料を支払うものとする。

第8条 乙、検診医療機関及び丙は、この契約による業務を実施するに当たり、甲が定める個人情報の取扱いに係る条例等及び厚生労働省が定める「医療・介護関係事業者における個人情報の取扱いのためのガイドライン」に基づき、個人情報を適正に取り扱うものとする。

第9条 本契約書に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議の上、その都度取り決めるものとする。

第10条 本契約書の有効期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。

この契約書の締結を証するため、本契約書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成30年4月 日

甲 (市町村長)

乙 秋田市千秋久保田町6番6号
秋田県産婦人科医会
会長 高橋道

丙 秋田市千秋久保田町6番6号
公益財団法人秋田県総合保健事業団
理事長 堀井啓一